

# 令和6年度信州防災アプリ広報業務 委託仕様書（案）

本仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が受託事業者（以下「受託者」という。）に対して「信州防災アプリ」の広報を委託するにあたり、委託契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 1 業務名

令和6年度信州防災アプリ広報業務

## 2 目的

「信州防災アプリ」（以下「アプリ」という。）の認知度を向上させ、インストールを促し、多くの県民等に必要な情報を発信することで、適時適切な避難行動を支援し、「自らの命は自らが守る」意識の醸成を図る。

## 3 主な対象(ターゲット)

アプリをインストールしていない（アプリの存在を知らない）長野県在住者  
インターネット広告については、特に20代から40代の者を主な対象とする。

## 4 目標

インストール総数を、配信時（令和3年10月8日）からの累計で55,000以上とすること。  
（令和6年2月末現在で35,264）

## 5 業務内容

下記(1)～(4)について、効果的な実施方法の提案及び実施を求める。

### (1) インターネット広告の企画・制作・出稿・運用管理

#### ア 広告媒体

以下の媒体での広告を基本とし、委託者と受託者が協議の上、決定する。その他の媒体の提案も可とする。

- ① Google 及び Yahoo!での検索連動広告
- ② LINE 上での広告
- ③ Google 等でのアプリ広告
- ④ TVer、YouTube 等での動画広告

#### イ 掲載期間

令和6年6月上旬～令和7年3月21日

このうち、①6月上旬～7月上旬（梅雨）、②9月下旬～10月下旬（台風）の2期を重点期間とし、集中的に掲載する。

掲載期間については、上記を基本とし、開始・終了時期等の詳細は、委託者と受託者が協議の上、決定する。

#### ウ 広告の種類

静止画、動画を問わない。片方のみ、もしくは両方を用いることも可とする。

## エ 留意事項

スマートフォン、タブレット、パソコンのいずれにおいても機能する仕様とすること。

### (2) インターネット広告の運用状況の検証と改善の提案

#### ア 検証レポートの提出

広告の運用状況を可視化し、毎月、危機管理防災課にレポートとして提出すること。レポート内には、クリック率及びクリック単価（視聴数及び視聴単価）を記載すること。

#### イ 改善点等の提案

アの提出に際し、改善点及びその方策について委託者と協議し、必要に応じ改良を実施すること。

#### ウ レポート提出の時期

委託者と受託者が協議の上、決定する。

### (3) ランディングページの企画・制作・出稿・運用管理

#### ア 掲載が必須の情報

① アプリの各機能の概要説明

② Appstore 及び GooglePlay のアプリインストールページへのリンク

#### イ 使用サーバ

県のサーバは使用せず、受託者側で用意すること。

#### ウ 運営期間

令和6年6月上旬～令和7年3月21日

開始時期については委託者と受託者が協議の上、決定する。

### (4) テレビ番組への取上げの企画

#### ア 番組

長野県内で、地上波で視聴できる既存番組を対象とする。番組内での紹介枠を1回以上確保すること。

#### イ 放送時期

以下の2回を希望するが、1回のみ又は3回以上の提案も可とする。

① 令和6年6月又は7月

② 令和6年10月上中旬

いずれも詳細な時期については、委託者と受託者が協議の上、決定する。

## 6 契約期間

契約日から令和7年3月21日まで

## 7 成果品

- (1) 委託業務完了報告書（本業務で実施された内容、講じた改善策及び結果等）
- (2) 本業務で制作した広報素材データ
- (3) 納品期限 令和7年3月31日

## 8 成果品の提出先

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁西庁舎 3 階

長野県危機管理部危機管理防災課防災係

## 9 留意事項

- (1) 広告及び各情報については、事前に県の許可を受けてから出稿又は投稿を行うこと。
- (2) 本業務で制作した広報素材データは、アプリの広報の目的の範囲内で、本業務以外でも活用することがある。
- (3) アプリの背景地図に Google Map を使用しているため、作成する広報物に同マップのキャプチャを利用できないことに留意すること。
- (4) 制作物が他の所有者や著作権、肖像権を侵害するものでないこと。
- (5) 次に掲げるサイトへ広告を掲載しないよう配慮すること。
  - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
  - イ 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
  - ウ 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
  - エ 政治性または宗教性のあるもの。
  - オ 特定の主義主張を目的とするもの。
  - カ 上記に掲げるもののほか、委託者が広告を掲載することが適当でない認められるもの。
- (6) 不適切なサイトに広告が掲載されたことが判明した場合は、速やかに出稿を停止し、委託者に報告の上、対応を検討すること。
- (7) 仕様書に記載なき事項、事業内容の変更等、疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定める。